

平成二十七年厚生労働省令第三百三十五号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第九十八条第三項の規定に基づき、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

（七十歳以上の使用される者の該当の届出に関する経過措置）

第一条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第九十四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年一元化法改正前の平成十六年改正法」という。）附則第四十一条の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第二十七条に規定する事業主が厚生労働大臣に届け出ることを要しないものとされた平成二十四年一元化法改正前の平成十六年改正法附則第四十一条の七十歳以上の使用される者について、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「当該事実があつた日から五日以内（法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される七十歳以上の使用される者（以下「船員たる七十歳以上の使用される者」という。）に係る届出にあつては、十日以内。第十九条の五第四項及び第二十二條の二において同じ。）に」とあるのは「平成二十四年一元化法の施行の日以後速やかに」と、「事項」とあるのは「事項及び平成二十四年一元化法附則第九十四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下この条において「平成二十四年一元化法改正前の平成十六年改正法」という。）附則第四十一条の規定により法第二十七条に規定する事業主が厚生労働大臣に届け出ることを要しないものとされた平成二十四年一元化法改正前の平成十六年改正法附則第四十一条の七十歳以上の使用される者に係る届出である旨」と読み替えるものとする。

（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例等に関する経過措置）

第二条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者（改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者をいう。以下同じ。）が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項各号のいずれかに該当する場合における、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「改正後厚生年金保険法施行規則」という。）第七十八条の四の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「按分割合」とあるのは「按分割合（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法第七十八条の二第一項第一号、平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号、平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下この項において同じ。）」と、「抄録謄本又は」とあるのは「抄録謄本（平成二十四年一元化法の施行の日前に作成されたものに限る。）又は同日前に」と、同号ロ中「前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類」とあるのは「当該審判の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分を申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の

保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」と、同号ハ中「前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調停の申立てをした日を証する書類」とあるのは「当該調停の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び平成二十七年経過措置政令第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」と、同号ニ及びホ中「抄本」とあるのは「抄本、請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした日を証する書類及び平成二十七年経過措置政令第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」とする。

第三条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者が、平成二十四年一元化法の施行の日（以下「一元化法施行日」という。）前に、改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八条の四第一項、改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）をいう。以下同じ。）第九十三条の七第一項（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。以下同じ。）第七十七条第一項（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分割合の範囲（改正前厚生年金保険法第七十八条の三第一項、改正前国共済法第九十三条の八（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）、改正前地共済法第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）、改正前地共済法第七十七条の二（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。）及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の八（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含む。これを複数あるときは、その最後のもの。以下この条及び次条において同じ。）を受けた場合における厚生年金保険法第七十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、厚生年金保険法施行規則第七十八条の五の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 情報の提供を受けた日が対象期間（改正前厚生年金保険法第七十八条の二第一項、改正前国共済法第九十三条の五第一項、改正前地共済法第九十三条の五第一項に規定する対象期間をいう。以下こ

民年金法施行令第十一条の四第一項の規定により納付しなければならぬものとされた額の六分の一に相当する額（五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げた額）を、二月四日までに昭和六十一年経過措置政令第六十二条の六の規定により読み替えられた国民年金法施行令第十一条の四第一項の規定により納付しなければならぬものとされた額から、当該年度の十二月七日までに各実施機関たる共済組合等が納付した基礎年金拠出金の額の総額を控除した額を納付することにより行わなければならない。

2 平成二十七年経過措置政令第二十七條第二項第一号に規定する改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準報酬月額等の最高限度額の改定による影響の除去（平成一七年度における国民年金法施行令第十一条の四第四項の規定による各実施機関たる共済組合等の基礎年金拠出金の納付は、同条第三項の規定により厚生労働大臣が保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更した日の属する年度における前項に規定する日（当該変更した日以前の日を除く。）までに、それぞれ同条第四項の規定により納付しなければならぬものとされた額を均等に分割した額を納付することにより行わなければならない。）

第十條 次に掲げる平成二十七年経過措置政令の規定による当該各号に定める改定の状況による影響の除去については、厚生年金保険法施行規則第三十條の六の規定を準用する。

- 一 第二十七條第二項第一号及び第三項第一号、第二十八條第二項第一号及び第三項第一号、第二十九條第二項第一号、第三十條第二項第一号 平成二十七年経過措置政令第二十七條第二項第一号に規定する改正前標準報酬月額等（第三号において「改正前標準報酬月額等」という。）の等級の区分及び同号に規定する改正前標準報酬月額等（第三号において「改正前標準報酬月額等」という。）の最高限度額の改定の状況
- 二 第二十八條第三項第二号 同号に規定する改正後厚生年金保険法に規定する標準報酬月額（次号において「改正後標準報酬月額」という。）の等級の区分及び改正後厚生年金保険法に規定する標準報酬月額（次号において「改正後標準報酬月額」という。）の最高限度額の改定の状況
- 三 第三十一條第二項第一号 改正前標準報酬月額等及び改正後標準報酬月額の等級の区分並びに改正前標準報酬月額等及び改正後標準報酬月額の最高限度額の改定の状況

（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額に関する厚生労働省令で定める率）

第十一條 平成二十七年経過措置政令第三十五條第四項、第五項及び第六項並びに第三十八條第三項及び第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十三條第二項、平成二十七年経過措置政令第三十七條第二項において読み替えて準用する平成二十四年一元化法附則第十三條第二項並びに平成二十七年経過措置政令第五十一條第二項（同項の表前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條の六第一項（厚生年金保険法附則第十一條の六第八項において準用する場合を含む。）の項、前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條の六第二項（厚生年金保険法附則第十一條の六第八項において準用する場合を含む。）の項及び前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條の六第四項（厚生年金保険法附則第十一條の六第八項において準用する場合を含む。）の項に係る部分に限り、平成二十七年経過措置政令第五十一條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の項に係る部分に限り、平成二十七年経過措置政令第五十一條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の項に係る部分に限り、同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の項、第五十五條第二項（同項の表前項の規定により読み替えられた改正平成六年改正法附則第二十六條第一項（改正平成六年改正法附則第二十六條第九項において準用する場合を含む。）の項及び前項の規定により読み替えられた改正平成六年改正法附則第二十六條第三項（改正平成六年改正法附則第二十六條第九項において準用する場合を含む。）の項に係る部分に限り、平成二十七年経過措置政令第五十五條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の項、第五十六條第一項（同項の表改正後厚年令第八條の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第一條の六第一項（厚生年金保険法附則第一條の六第八項において準用する場合を含む。）の項、改正後厚年令第八條の五第三項の規定により読み替え

られた厚生年金保険法附則第十一條の六第二項（厚生年金保険法附則第十一條の六第八項において準用する場合を含む。）の項、改正後厚年令第八條の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一條の六第四項（厚生年金保険法附則第十一條の六第八項において準用する場合を含む。）の項に係る部分、第七十二條の規定により読み替えられた改正平成六年改正法附則第二十六條第一項（改正平成六年改正法附則第二十六條第九項において準用する場合を含む。）の項及び第七十二條の規定により読み替えられた改正平成六年改正法附則第二十六條第三項（改正平成六年改正法附則第二十六條第九項において準用する場合を含む。）の項に係る部分に限り、平成二十七年経過措置政令第五十六條第二項において準用する場合を含む。）及び第五十七條第一項（同項の表改正後厚年令第八條の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三條の六第四項の項に係る部分に限り、平成二十七年経過措置政令第五十七條第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第二項に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十一條第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額又は同法第六十一條の二第一項の賃金日額に三十を乗じて得た額に百分の七十五を乗じて得た額

二 当該受給権者に係る標準報酬月額

三 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を減じた額に千四百分の四百八十五を乗じて得た額（平成二十七年における標準報酬額の補正）

第十二條 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号。以下この条において「一元化法整備政令」という。）附則第八條第一項第一号に規定する最高等級額を超える、又は最低等級額に満たない組合員がある場合における同号に規定する当該共済組合の組合員の給料の月額と同号の同年四月から同年九月までの合計額の総額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額は、当該共済組合の組合員の給料の月額と同号の同年四月から同年九月までの合計額の総額に標準報酬月額補正率を乗じて得た額に同号に掲げる額を同号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）を乗じて得た額とする。

2 一元化法整備政令附則第八條第一項第一号に規定する平成二十七年の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この条において「基準月」という。）は、平成二十七年四月とする。

3 一元化法整備政令附則第八條第一項第三号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員がある場合における同号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額は、当該共済組合の組合員に掲げる額を同号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）を乗じて得た額とする。

4 一元化法整備政令附則第八條第二項に規定する標準報酬月額補正率は、全ての地方公務員等共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「地共済法の共済組合」という。）を単位として、基準月における全ての地共済法の共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。）が勤務の対償として受ける給料、手当又は賞与及びこれに準ずるもの（臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものを除く。）の額の合計額を基準月における全ての地共済法の共済組合の組合員の給料の額の合計額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

5 一元化法整備政令附則第八條第三項に規定する標準報酬月額修正率は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による全ての保険者の平成二十七年の被保険者ごとの同法に規定する同年度の標準報酬月額の合計額の総額（以下この項において「標準報酬月額の総額」という。）

の合計額を同法の規定による全ての保険者の同年度の標準報酬月額額の総額のうち同年度の十月から三月までの期間に係る額の合計額の二倍に相当する額で除して得た率として別に厚生労働大臣が定める率とする。

6 一元化法整備政令附則第八条第四項に規定する平成二十七年十一月から平成二十八年三月までの間に最高等級額若しくは最低等級額又は標準報酬の等級の最高等級の額若しくは最低等級の額が改定された場合における同条第一項第三号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額額の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額は、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額額の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額を平成二十七年十月から同条第四項に規定する改定月（以下この条において「標準報酬の改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この条において「改定前の期間に係る額」という。）と標準報酬の改定月から平成二十八年三月までの期間に係る額（以下この条において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額を平成二十七年度の同条第一項第三号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額額の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの合計額の総額とみなして同号の規定を適用し補正して得た額の合計額とする。この場合において、同号の規定の適用については、同項第一号イ中「最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該標準報酬の改定月前における最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員」とし、改定以後の期間に係る額については「当該標準報酬の改定月以後における最高等級額を超え、又は最低等級額に満たない組合員」とする。

7 一元化法整備政令附則第八条第一項第一号に規定する当該共済組合の組合員の給料の月額額の平成二十七年四月から同年九月までの合計額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とすることができる。ただし、同項第一号に規定する当該共済組合の組合員の給料の月額額の同年四月から同年九月までの合計額の総額を別に算定することができる共済組合にあっては、この限りでない。

一 当該共済組合員の掛け金の標準となる一元化法整備政令附則第八条第一号に規定する当該共済組合の組合員の給料の月額額の平成二十七年四月から同年九月までの合計額の総額
二 基準月における一元化法整備政令附則第八条第一号に規定する当該共済組合の組合員の給料の月額額の平成二十七年四月から同年九月までの合計額の総額を当該基準月における当該共済組合員の掛け金の標準となる同号に規定する当該共済組合の組合員の給料の月額額の同年四月から同年九月までの合計額の総額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第一条第五項及び第二条第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。